

## 聴覚障害者のためのリアルタイム字幕送信事業の開始について

著作権法の一部改正（平成12年5月8日成立）により、平成13年1月1日より、「聴覚障害者情報提供施設」（全国で23カ所）及び「文化庁長官の指定する者」は、聴覚障害者のために放送される著作物の音声内容を字幕化し、放送とは別にリアルタイムでインターネットを通じて提供すること（リアルタイム字幕）を無許諾で行うことができることとなりました。

（注）法改正前は、著作権者に個々に許諾を得る必要があった。

上記の「文化庁長官の指定する者」として、（財団法人）日本障害者リハビリテーション協会と（社団法人）全日本難聴者・中途失聴者団体連合会が、著作権法施行令（12月5日閣議決定）により指定されたところです。

このうち、（財）日本障害者リハビリテーション協会においては、法律が施行される平成13年1月1日午前零時から、リアルタイム字幕送信を開始しますので、お知らせいたします。（別添参照）

## プレスリリース

2000年12月25日

障害者放送協議会放送研究委員会  
委員長 河村 宏

### リアルタイム字幕送信事業の開始について

障害者に関わる中央 19 団体で構成する障害者放送協議会（村谷昌弘会長）は、障害者が情報にアクセスする権利を確立するために、著作権法の改正（「著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律」）を推進し、文化庁と協議を重ねてまいりましたが、本年 5 月 8 日に念願の法改正が実現しました。

本法律の施行日である平成 13 年 1 月 1 日午前零時を期して、文化庁長官より新たにリアルタイム字幕送信事業者に指定された社団法人全日本中途失聴・難聴者団体連合会および財団法人日本障害者リハビリテーション協会は、リアルタイム字幕送信事業を開始いたします。

#### ■ リアルタイム字幕とは

現在、テレビ放送等で字幕の付いた番組は大変限られています。聴覚障害者など、テレビ放送等の音声を聞くことができない人は、放送の映像を見ることはできても、情報を理解することが困難です。

テレビ放送等の音声を聞くことができない人のため、これまでインターネットなどのネットワークを使って、音声を字幕化し送信する活動が、ボランティアの手によって行われていました。しかし、字幕を送信するためにはその都度著作権者の許諾を得なければなりません。

今回の著作権法の改正により、政令で指定された事業者は「専ら聴覚障害者の用に供する」目的で、テレビ番組など「放送され、又は有線放送される著作物の音声」を字幕化してインターネットで送信を行うことが、著作権者の許諾を得ずに行うことができるようになりました。これがリアルタイム字幕です。

---

#### お問い合わせ先

日本障害者リハビリテーション協会  
情報センター長 河村 宏 090-4740-4574 または 03-5273-0601  
E-mail [rtcap@mx.normanet](mailto:rtcap@mx.normanet)

関連情報 URL <http://www.normanet.ne.jp/~rtcap/>



障害者放送協議会構成団体一覧 (平成12年12月25日現在)

1. 社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会
2. 社会福祉法人 日本盲人会連合
3. 社会福祉法人 日本盲人社会福祉協議会
4. 財団法人 全日本ろうあ連盟
5. 社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
6. 社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター
7. 社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会
8. 財団法人 日本知的障害者福祉協会
9. 財団法人 全国精神障害者家族会連合会
10. 社会福祉法人 全国精神障害者社会復帰施設協会
11. 全国社会就労センター協議
12. 共同作業所全国連絡会
13. 身体障害者福祉センター全国連絡会
14. 日本障害者協議会
15. 社会福祉法人 全国社会福祉協議会
16. 社団法人 日本自閉症協会
17. 全国要約筆記問題研究会
18. 全国 LD (学習障害) 親の会
19. 財団法人 日本障害者リハビリテーション協会

<問い合わせ先>

事務局：(財) 日本障害者リハビリテーション協会 企画部企画課長 金丸

TEL 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523